

(第八部)

第一回参議院労働委員会會議録第二号

付託事件

○職業安定法案内閣送付)

昭和二十二年八月二十二日(金曜日)午前
十時三十分開會

本日の會議に付した事件

○職業安定法案

○委員長(原虎一君) それでは只今から労働委員会を開催いたします。大變暑いところ御苦勞さんでございます。今、米窪國務大臣の出席を求めておりますから、出席いたします前に御了解と御相談をお願いいたします。

第一は、今日は本會議のない豫定で午前中に開催することになりましたが、本會議を開くことになりましたので、本會議に成るべく出席したいと思ひます。

で、大臣の説明はそう長くないと思ひますから、説明をお願いして本會議に御出席願うようにしたらどうかと思ひますのであります。それから大臣の説明に續きますが、質疑應答を願う豫定であります。質疑應答は今日は午前中は不可能な状態でありまして、この點を懸念から御了解願ひたいと思ひます。つきましては大臣の説明を今日お聴き願つた上で、職業安定所の視察をいたしたかどうかと思ひ、先程からも寄り／＼御相談を願つておりました。それは小石川と横濱とを視察したれば如何かと、こう思つております。細かいブラスン等につきましては理事の方々と御相談するのであります。

申上げて、事務上の手續もいたしたいと思つておりますが、小石川と横濱の視察について、又その他に御意見がございまして伺つて、十分な視察ができるようにしたいと、こう考えております。

それでは米窪國務大臣が出席されましたので、早速法案の説明を願うことにいたします。

○國務大臣(米窪精亮君) 只今参議院で審議中の職業安定法案について、参議院においての豫備審議について、委員長のお許しを得てその提案の理由を説明申上げたいと思ひます。職業安定法案を審議せられるに當りまして、只今申上げたように本法案の提案の理由を御説明いたします。

終戦以來職業行政においても大きな轉換をいたして参りました。終戦までの職業行政は、一言で申しますと、事務の動員配置を目的として行われたのでございまして、現行の職業紹介法もまたこの精神によつて一貫されておるのであります。職業行政本来の目的は、國民に對して奉仕することでありまして、特に憲法の改正を見まして、基本的人權の尊重が確立されました今日におきましては、従来の事務の統制配置を目的とした現行の職業紹介法は、時勢に合わない點があると思ひまして、これを廢止して、新たに新憲法の精神によるこの法律を制定する必要が生じたのでございまして、本法律案制定の趣旨もここにあらるのであります。

本法案の目的とするところは、その第一條に明記してあります通り、公共職業安定所その他の職業安定機關が、憲法第二十二條の職業選擇の自由の趣旨を尊重したとして、各人の持つてゐる能力に適當な職業に就く機会を與へることによつて、産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を圖ると共に、經濟の興隆に寄與しようとするのであります。思うに、再建途上にある我が國におきまして我々が先ず努むべきことは、國民の持つその豊富な労働力を有効に發揮することであると思ひます。國家再建に必要な産業労働力を充足し、各人についてその職業の安定を得せしめることと共に、國家の經濟を興隆せしめることが現下最も必要であるのであります。本法案の制定の趣旨とするところはまた右の目的を達成するところにあると思ひるのであります。

本來職業行政は、全國に亘る労働力の需要供給による人の流れを基調として行われるべき性質を有するものでございまして、ここに他の一般行政とは違つたところの行政組織及び人事の取扱が必要となつて来るのでございまして、先づ組織の方面について申上げます。職業行政の組織は、全國に亘る労働力の需要供給の適正なる調整を圖るために、中央から第一線の機關に至るまで、全國を一貫した系統で運営することを理想とするものであります。一方、地方自治の本旨を尊重しまして、都道府縣知事に對して公共職業

安定所の業務の指揮監督を掌らしむることとしたのであります。そうしてこれに伴い、都道府縣知事がこの法律の規定によつて行ふべき職務に若しも違つた場合には、労働大臣は都道府縣知事に是正する命令を發し、その都道府縣知事がこの是正命令に従わないときは、労働大臣は更に高等裁判所に向つて是正命令を請求して、代執行を行ひ得ることと定めたのであります。かような規定を設けた所以のものは、裁判所の介入によつて本法案の目的を確實且つ迅速に遂行せしめようとするものに外ならないのであります。

次に職業行政に従事する職員の人材につきましては、職業行政の特殊性に鑑みまして、全國の職業安定機關を通じて安んじてこの道に精進し得るような措置を講じたのであります。先程も申述べましたように、職業行政は全國的な人の流れを基調として行われるべきものでありますから、労働大臣が、労働力の需要供給の状況に應じて、二つ以上の都道府縣に亘る業務の連絡に當らせるために、又は都道府縣の職員に對する技術指導を行うために必要があると思はれたときは、重要産業地區に本省の出張所として職業安定事務所を設置することができるといたしました。又職業行政の民主的運営を圖るために、公共職業安定所の業務の補助機關といたしまして、市町村との連絡に當るべき連絡委員を設けると共に、中央、都道府縣及び特別地

區に、労働者、雇用主及び公益を代表する者で組織する職業安定委員會を設置し、必要があるときは地區にもこれを設置することができるといたしました。以て公共職業安定所の業務その他この法律の施行に關する重要事項を審議せしめることとしたのであります。公共職業安定所の行つた職業紹介につきましては、求人求職の申込の取扱、紹介の原則、争議行為に對する不介入等について規定いたしました。職業指導については、その原則及び職業の適性検査の實施につきまして規定を設け、又職業指導につきましては、都道府縣知事が主體となつてこれを行うことを原則と定め、都道府縣知事に對する労働大臣の援助の義務について規定を設けてあります。次に政府以外の者の行つた職業紹介事業、労働者の募集については、現行法ではその規定はなく、命令に委任してありますが、從來の國家統制の建前から或いは禁止し、或いは嚴厲な制限を加えておるのであります。

本法案におきましては、新憲法の趣旨に基きまして、できるだけ個人活動の自由を尊重し、弊害のない限り廣く職業紹介事業、労働者の募集活動を認めると共に、弊害あるものに對しては從來に比して罰則を相當強化したのであります。これは労働者の保護を圖るうとする趣旨に外ならないのであります。同様の趣旨によつて、本法案は他人の労働の上に存立する労働者供給事業を禁止しようとするものであり

ます。即ち本法の規定によつて認められる労働組合による労働組合が労働大臣の許可を受けて行ふものの外、從來多く行われて参りました労働者供給事業は、中間搾取を行い、労働者に不當な壓迫を加ふる例が少なくないのに鑑み、まして、労働の民主化の精神から、全面的にこれを禁止しようとするものであります。

本法の規定に違反した者に對する罰則につきましては、労働者に對する保護の見地から検討を加へまして、必要なる者については懲罰を科すると共に、違反行為をした者が、法人又は人のために行爲した代理人、使用人等である場合に於きましても、その輕過失及び重過失の場合について罰則を設けてあるのをごさいます。

最後に、本法の規定によつて禁止される有料営利の職業紹介事業及び労働者供給事業については、附則において三ヶ月の猶豫期間を置くこととしたしました。

右の説明で明かであると思ひますが、職業安定法案の全體を通じてその骨子をなす精神は、憲法の趣旨に基いて個人の基本権を尊重し、労働者の保護を圖ることによつて、現在の情勢に即應した労働の民主化を促進しようとするにあるのであります。以上職業安定法案制定の趣旨及びその内容の大綱について御説明を申し上げたのであります。但し、本法案が本院に提出された際においては、何とぞ御慎重に御審議の上、本法案の性質に鑑みまして、成るべく早く御可決あらんことをお願い申上げる次第でございます。

○委員長（原虎一君） 只今の大臣の説明につきまして、御質問がありましたらどうか。

○荒井八郎君 本會議が始まつたので、すから、この邊で一休休憩して……○委員長（原虎一君） それでは本會議がもう既に開會されておりますから、出席したいという御意見もございしますので、本日はこれにて散會いたします。

午前十四時四十六分散會
出席者は左の通り。

委員長 原 虎一君
理事 堀 末治君
委員 赤松 常子君
山田 節男君
荒井 八郎君
植竹 春彦君
平野 善次郎君
深川 タマエ君
川上 嘉市君
竹下 豐次君
早川 慎一君
姫井 伊介君
藤井 丙午君
穂積 眞六郎君
松井 道夫君
中野 重治君
岩間 正男君

國務大臣

國務大臣 米窪 滿亮君

八月十四日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、職業安定法案（第三十四號）

職業安定法案

第一章 總則

第二章 政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導

職業指導及び職業補導

第一節 通則
第二節 職業紹介
第三節 職業指導
第四節 職業補導
第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業
第一節 職業紹介
第二節 労働者の募集
第三節 労働者供給事業
第四章 雜則
第五章 罰則
附則
職業安定法
第一章 總則

（法律の目的）
第一條 この法律は、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が、關係行政廳又は關係團體の協力を得て、各人に、その有する能力に適當な職業に就く機会を與へることによつて、工業その他の産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を圖るとともに、經濟の興隆に寄與することを目的とする。

（職業選擇の自由）
第二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選擇することが出来る。
（均等待遇）
第三條 何人も、人種、國籍、信條、性別、社會的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業補導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定めのある場合は、この限りでない。

（政府の行う業務）
第四條 政府は、第一條の目的を達成するために、左の業務を行う。
一 國民の労働力の需要供給の適正な調整を圖ること及び國民の労働力を最も有効に發揮させるために必要な計畫を樹立すること。
二 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集又は労働者供給事業を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

三 求職者に對し、迅速に、その能力に適當な職業に就くことをあつたすること。
四 求職者に對し、必要な職業指導又は職業補導を行うこと。
五 労働力の需要供給に關する情報その他の資料を集め、又はこれを周知させること。
六 個人、團體、學校又は關係行政廳の協力を得て、公共職業安定所の業務の運営の改善向上を圖ること。
七 失業保險法の規定によつて、給付を受けるべき者について、職業紹介、職業指導又は職業補導を行い、失業保險制度の健全な運用を圖ること。

（定義）
第五條 この法律で職業紹介とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における雇用關係の成立をあつたすること。

この法律で職業指導とは、職業に就こうとする者に對し、その者に適當な職業の選擇を容易にさせ、及びその職業に對する適應性を大ならしめるために必要な實習、指示、助言その他の指導を行うことをいう。

この法律で職業補導とは、特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に對し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けることをいう。
この法律で労働者の募集とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人をして、労働者となるようとする者に對し、その被用者となることを勧誘することをいう。

この法律で労働者供給とは、供給契約に基いて労働者を他人に使用させることをいう。
第二章 政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導
第一節 通則
（職業安定局及び職業安定事務所）
第六條 労働省安定局長は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關する事項について、職業安定事務所長及び都道府縣知事を指揮監督するとともに、公共職業安定所の指揮監督に關する基準の制定、重要産業に對する労働者募集計畫の樹立及び實施、失業對策の企畫及び實施、労働力の需要供給を調整するための主要労働力需要供給圏の決定、職業指導及び職業補導に關する政策の樹立その他この法律の施行に關し必要な事務を掌り、所屬の職員を指揮監督する。

を掌り、以て雇用量を増大する

労働大臣は、必要があると認めるときは、職業安定事務所を設置し、二以上の都道府県にわたる業務の連絡に當らせ、又は公共職業安定所関係の事務に従事する都道府県の職員に對し、その技術に關する事務について、適當な指示若しくは助言をさせることができる。

(都道府県知事の権限)

第七條 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關し、公共職業安定所の業務の連絡統一に關する業務を掌り、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(公共職業安定所)

第八條 政府は、職業紹介、職業指導、職業輔導、失業保険その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行わせるために、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。

公共職業安定所は、労働大臣の管理に屬する。

公共職業安定所長は、都道府県知事の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所屬の職員を指揮監督する。

公共職業安定所の位置、名稱、管轄區域及び事務取扱の範圍は、労働大臣がこれを定め、職員の定員その他公共職業安定所について必要な事項は、政令でこれを定める。

(職員の任用その他の人事)

第九條 公共職業安定所その他の職業安定機関の行う業務を効果あらしめるために、國、都道府県又は

公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、労働大臣の定める資格又は経験を有する者でなければならない。

前項に規定する官吏その他の職員については、職業安定機関に通過する一定の基準によつて、勤続年数の計算及び補職、給與その他の人事を行い、並びにその意に反して、職業安定機関以外の機關の職に轉じさせることはないものとす。

第一項に規定する國の官吏その他の職員は、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府県及び公共職業安定所の二級官である官吏は、都道府県知事の内申に基いて、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府県及び公共職業安定所の三級官である官吏その他の職員は、都道府県知事がこれを任命する。

(連絡委員)

第十條 公共職業安定所の業務を補助させるために、連絡委員を置く。

前項の連絡委員は、都道府県知事が、これを命ずる。

前二項に定めるものの外、連絡委員について必要な事項は、命令でこれを定める。

(市町村長の職務)

第十一條 市町村長(特別区の區長を含む。以下同じ)は、公共職業安定所長の指示に従い、左の事務を行う。

一 公共職業安定所に直接申し込むことのできない求人又は求職

の申込について、これを公共職業安定所に取り次ぐこと。

二 求人又は求職者の身元等の調査に關し、公共職業安定所から照會があつた場合これを調査すること。

三 公共職業安定所からの求人又は求職に關する通報について、これを周知させること。

(職業安定委員会)

第十二條 公共職業安定所の業務その他この法律の施行に關する重要事項を審議させるために、中央職業安定委員会、都道府県職業安定委員会及び特別地區職業安定委員会を置く。

労働大臣は、前項に規定する職業安定委員会の外、關係都道府県知事の申請に基いて必要があると認めるときは、都道府県内の一部を管轄區域とする地區職業安定委員会を置くことができる。

中央職業安定委員会は、労働大臣の諮問に、特別地區職業安定委員会は、労働大臣又は關係都道府県知事の諮問に、都道府県及び地區職業安定委員会は、關係都道府県知事の諮問に應じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に應じ、關係政廳に建議することができる。

公共職業安定所長は、關係がある特別地區職業安定委員会及び地區職業安定委員会に對し、意見を求めることができる。

職業安定委員会は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者及び公益を代表する者でこれを組織する。

労働者を代表する者及び雇用主を代表する者は、各、同数とする。

中央職業安定委員会の委員は、労働大臣がこれを命じ、都道府県職業安定委員会、特別地區職業安定委員会及び地區職業安定委員会の委員は、關係都道府県知事が推薦した者について、労働大臣がこれを命ずる。

都道府県職業安定委員会、特別地區職業安定委員会及び地區職業安定委員会は、一箇月に一回以上、中央職業安定委員会は、三箇月に一回以上、これを招集しなければならない。

職業安定委員会は、必要があると認めるときは、その業務に關する事項について、關係行政廳に報告を求めることができる。

前各項に定めるものの外、職業安定委員会について必要な事項は、政令でこれを定める。

(業務報告の様式)

第十三條 職業安定局長は、都道府県及び公共職業安定所が、この法律の規定によつてなす業務報告の様式を定めなければならない。

都道府県及び公共職業安定所の業務報告は、前項の様式に従つて、これをしなければならない。

(労働力の需給に關する調査)

第十四條 職業安定局長は、都道府県及び公共職業安定所の労働力の需供給に關する調査報告により、雇用及び失業の状況に關する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基いて、労働力の需供給の調

整を圖り、以て雇用量を増大することに努めなければならない。

(職業調査及び産業に對する奉仕)

第十五條 職業安定局長は、労働者の募集、選考、配置轉換等に關する問題の處理について、雇用主から指導を求められた場合においては、職業に關する調査の結果に基いて、その處理に必要な資料、方法及び基準を指示し、以て産業の進展に奉仕することに努めなければならない。

職業安定局長は、公共職業安定所に共通して使用されるべき標準職業名を定め、職業解説及び職業分類表を作成しなければならない。

第二節 職業紹介

(求人の申込)

第十六條 公共職業安定所は、いかなる求人の申込も、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するとき、又はその申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働條件が、通常の労働條件と比べて、著しく不適當であると認めるときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求人者に對し、その求人数、労働條件その他求人

の條件について、指導することができる。

(求職の申込)

第十七條 公共職業安定所は、いかなる求職の申込についても、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するときは、その申込を受理しな

いことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求職者に對し、その就職先、労働条件、就職地その他求職の条件について、指導することができる。

公共職業安定所は、特殊な業務に對する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試験及び技能の検査を行うことができる。

(労働条件等の明示)

第十八條 求人者は、求人申込に當り、公共職業安定所に對し、公共職業安定所は、紹介に當り、求職者に對し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(紹介の原則)

第十九條 公共職業安定所は、求職者をその能力に適合する職業に紹介するように努めなければならない。

公共職業安定所は、求職者に對し、できるだけその住所又は居所の変更を必要としない就職先、これを紹介するよう努めなければならない。

公共職業安定所が、その管轄區域内において、求人者の希望する求職者又は求人数を充足することができないときは、近接する公共職業安定所に連絡し、その公共職業安定所において、充足が困難なときは、他の公共職業安定所に連絡しなければならない。

公共職業安定所間の連絡に關する手續について必要な事項は、命令でこれを定める。

令でこれを定める。

(争議行為に對する不介入)

第二十條 公共職業安定所は、争議行為における中立の立場を維持するため、現に争議行為が発生していることが明らかなる業務の部門又は争議行為の發生する處があることが明らかなる業務の部門に、求職者を紹介してはならない。

公共職業安定所は、その紹介する業務の部門が、前項に規定する部門以外のものである場合においても、争議行為發生中であつても、その部門に求職者をあつて旋するることができる。この場合において、公共職業安定所は、求職者に對し、紹介先に争議行為が発生している旨を文書によつて通告しなければならない。

(施行規定)

第二十一條 職業紹介の手續その他職業紹介に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 職業指導

(職業指導の原則)

第二十二條 公共職業安定所は、身體に障害のある者、あつたに職業に就こうとする者その他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に對し、職業指導を行わなければならない。

(適性検査)

第二十三條 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、職業指導を受ける者について、適性検査を行うことができる。

(學校に對する協力)

第二十四條 公共職業安定所は、學校を卒業する者に對し學校の行う職業指導に、協力しなければならない。

職業指導に、協力しなければならない。

(施行規定)

第二十五條 職業指導の方法その他職業指導に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四節 職業補導

(職業補導の原則)

第二十六條 職業補導は、労働力の需要供給の状況に應じて、必要な職業補導について行わなければならない。身體の障害のある者その他特別の職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適合するよう補導の種目及び方法が選定されなければならない。

職業補導には、共同作業施設及び共同作業特別施設における作業の訓練を含むものとする。

(職業補導所の設置)

第二十七條 都道府県知事は、前條の職業補導を行うため、職業補導所を設置して、自らこれを經營し、又は公共團體その他の者に、その經營を委託することができる。

労働大臣は、都道府県において職業補導事業を行うことが必要であると認める場合において、當該都道府県知事がその職業補導事業を行わないときその他特別の事情があるときは、職業補導所を設置して、自らこれを經營し、又は公共團體その他の者に、その經營を委託することができる。

(補助金等)

第二十八條 政府は、都道府県知事が設置する職業補導施設の經營に要する費用について、その全部又は一部を補助することができる。

政府は、職業補導所において職業補導を受ける者に對して、手當を支給することができる。

要する費用について、その全部又は一部を補助することができる。

政府は、職業補導所において職業補導を受ける者に對して、手當を支給することができる。

(職業補導の基準の制定等)

第二十九條 労働大臣は、公共團體その他の者の行う職業補導事業に關し、職業補導所の規模、補導種目、補導内容及び補導期間に關し必要な基準を定め、教科書の編纂、設備又は資料の確保その他職業補導所の經營に關し必要な事項について、これを援助しなければならない。

公共職業安定所は、前項の職業補導所において補導を受けるべき者の選考及びあつて旋を行わなければならない。

(都道府県知事の行う援助)

第三十條 都道府県知事は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成以外の作業の訓練計畫を實施しようとするときは、これに對し、必要な技術につき、援助をしなければならない。

(施行規定)

第三十一條 前五條に定めるものの外、職業補導事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

第一節 職業紹介

第三十二條 何人も、有料又は営利を目的として職業紹介事業を行つてはならない。但し、美術、音楽、演藝その他特別の技術を必要とする

職業に従事する者の職業をあつて旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、豫め中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

有料又は営利を目的として職業紹介事業を行う者は、労働大臣の許可を受けた金額を超える手数料その他の報償金を受けてはならない。

第一項の許可の有効期間は、一年とする。

第一項の許可の申請の手續その他有料又は営利を目的として行う職業紹介事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(無料職業紹介事業)

第三十三條 無料の職業紹介事業を行わんとする者は、労働大臣の許可を受けなければならない。

労働大臣が前項の許可をなすには、豫め中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

第一項の許可の有効期間は、二年とする。

第一項の許可の申請の手續その他無料の職業紹介事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(帳簿書類の作成等)

第三十四條 第十六條から第十八條まで、第十九條第二項及び第二十條の規定は、政府以外の者の行う職業紹介事業について、これを準用する。

規定による募集に關し、募集地域

(労働条件等の明示、争議行為に

(検査)

する職員を教養し、及びその訓練

し、その事務所に備えて置かなければならない。

第二節 労働者の募集

(文書による募集)

第三十五條 新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載する廣告又は文書の掲出若しくは頒布による労働者の募集は、自由にこれを行うことができる。但し、通常通勤することができない地域以外の地域から、労働者を募集しようとする場合においては、募集を行う者は、募集の内容を、公共職業安定所長に通報しなければならない。

(文書以外の方法による募集)

第三十六條 労働者を雇用しようとする者が、前條に規定する方法以外の方法で、自ら労働者を募集し、又はその被用者をして労働者を募集せよとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。但し、通常通勤することができる地域から、労働者を募集する場合は、この限りでない。

(委託募集)

第三十七條 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして労働者の募集を行わせようとするときは、労働大臣の許可を受けなければならない。

(募集の制限)

第三十八條 公共職業安定所長は、労働力の需要供給を調整するため必要があるときは、第三十五條の

規定による募集に關し、募集地域又は募集時期について、文書による理由を附して制限することができる。

労働大臣は、前二條の規定によつて労働者の募集を許可する場合においては、労働者の募集を行わうとする者に對し、募集地域、募集人員その他募集方法に關し必要な指示をなすことができる。

(募集地域 原則)

第三十九條 労働者の募集を行わうとする者は、通常通勤することができない地域から、労働者を募集し、その地域から、労働者を募集することが困難なときは、その地域に近接する地域から、労働者を募集するように努めなければならない。

(報償受領の禁止)

第四十條 募集を行つた者又は第三十六條若しくは第三十七條第一項の規定によつて労働者の募集に従事する者は、募集に應じた労働者から、第三十二條第三項の手数料その他の報償金の外、その募集に關し、いかなる名義でも、財物又は利益を受けてはならない。

(財物等の給與の禁止)

第四十一條 労働者の募集を行つた者は、第三十六條又は第三十七條第一項の規定によつて労働者の募集に従事する者に對し、同條第二項の規定によつて労働大臣の許可を受けた報償金又は賞費併償その他被用者に支給する資金若しくは給料及びこれらに準ずるものを除いては、財物又は利益を與えてはならない。

(労働条件等の明示、争議行為に對する不介入)

第四十二條 第十八條及び第二十條の規定は、労働者の募集について、これを適用する。

(施行規定)

第四十三條 労働者の募集に關する許可の申請手續その他労働者の募集に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 労働者供給事業

(労働者供給事業の禁止)

第四十四條 何人も、第四十五條に規定する場合を除くの外、労働者供給事業を行つてはならない。

(労働者供給事業の許可)

第四十五條 労働組合法による労働組合が、労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行つことができる。

(労働条件等の明示、争議行為に對する不介入)

第四十六條 第十八條及び第二十條の規定は、前條の労働組合の行う労働者供給事業について、これを適用する。

(施行規定)

第四十七條 労働者供給事業に關する許可の申請手續その他労働者供給事業に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 雜則

(報告の請求)

第四十八條 行政廳は、必要があると認めるときは、労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は雇職の状況、賃金その他の労働条件等職業安定に關し必要な報告をさせることができる。

(検査)

第四十九條 行政廳は、許可を受け職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行ふ者に對し、事業又は業務に關する報告をさせ、當該官吏をして、その事務所又は事務所に臨檢し、事業若しくは業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項に規定する検査を行つ場合において、當該官吏は、その身分を證明する證據を携帯しなければならない。

(事業の停止又は許可の取消)

第五十條 労働大臣は、許可を受け職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行つた者が、法令若しくはこれに基く行政廳の處分に違反し、又はその事業若しくは業務が公益を害する處があると認めるときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(秘密の嚴守)

第五十一條 公共職業安定所の業務又は政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集若しくは労働者供給事業に關して、労働者、雇用主その他の者から知り得た労働者又は雇用主の個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしはてはならない。但し、職業安定局長の指示に基いて公表する場合、この限りでない。

(職員の教養訓練)

第五十二條 政府は、その行う職業紹介、職業指導、職業輔導その他この法律の施行に關する事務に従事する職員を教養し、及びその訓練を行つため、計畫を樹立し、必要な施設を設けなければならない。

(官廳間の連絡)

第五十三條 政府は、この法律に規定する職業紹介、職業指導、職業輔導、労働力の需要供給に關する調査又は労働者の募集について、關係官廳の事務の調整を圖り、及び國民の労働力を最も有効に發揮させる方法を協議するため必要があると認めるときは、連絡委員會を設置することができる。

(雇入方法等の指導)

第五十四條 労働大臣は、労働者の雇入方法を改善し、及び労働力を事業に定着させることによつて生産の能率を向上させることについて、工場事業場等を指導することができる。

(費用の支出)

第五十五條 政府は、公共職業安定所その他の職業安定機關がこの法律を施行するために必要な経費を支出しなければならない。

労働大臣は、前項の規定によつて都道府縣に配賦すべき同項の経費の配賦基準を定め、都道府縣知事の申請により、その基準に基いて、これを配賦しなければならない。

都道府縣知事又は市町村長は、この法律の規定によつて行つたその業務の改善向上を圖るため、前項の規定によつて配賦を受けた額の経費の外必要な経費を支出することができる。

(都道府縣知事に對する監督)

第五十六條 労働大臣は、都道府縣

知事のした處分が、この法律若しくはこの法律の規定に基いて發する命令又はこれらに基いてなす處分に違反すると認めるときは、文書を以て、當該都道府縣知事にその旨を通告し、且つ、その文書を受領した後三十日以内に當該違反の事項を是正すべきことを命令しなければならない。その文書には、當該都道府縣知事の違反事項を明記しなければならない。

第五十七條 前條の命令を受けた都道府縣知事が、同條に規定する期間内に當該違反事項を是正しないときは、労働大臣は、當該都道府縣を管轄する高等裁判所に對し、當該都道府縣知事に違反事項の是正を命ずべきことを請求することができる。

労働大臣は、高等裁判所に對し、前項の規定による請求をしたときは、直ちに文書を以て、これを當該都道府縣知事に通告するとともに、高等裁判所に對し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

高等裁判所は、第一項の規定による請求を受けたときは、審理の期日に當事者を呼び出さなければならない。審理の期日は、第一項の規定による請求を受けた日から、二十日以内とする。

高等裁判所は、労働大臣の請求が理由があると認めるときは、當該都道府縣知事に對し、二十日以内に、當該違反事項を是正すべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

第五十八條 都道府縣知事が、前條

第四項の裁判に従い違反の事項を是正しないときは、労働大臣は、同條第一項の高等裁判所に對し、その事實の確證の裁判を求めることができる。

労働大臣は、前項の確證の裁判があつた後、必要があると認めるときは、この法律の規定により、當該都道府縣内に設置された公共職業安定所その他の職業安定機關を直接に指揮監督するとともに、所屬の官吏をして、都道府縣知事に代わつて、この法律の規定によりその行うべき職務を行わせることができる。

前條第四項の裁判を受けた都道府縣知事は、同條第一項の高等裁判所に對し、當該裁判に従い違反の事項を是正したことを證明して、前項の規定による労働大臣の権限を消滅させることを請求することができる。

第五十九條 前二條の規定による裁判に對しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。

前項の規定による上訴は、執行停止の效力を有しない。

前二條に規定する高等裁判所の審理及び裁判の手續は、最高裁判所がこれを定める。

第六十條 前三條に規定する手續については、労働大臣は、必要があると認めるときは、司法大臣に協力及び援助を求めることができる。

第六十一條 この法律に規定する労働大臣の権限は、命令の定めるところによつて、これを行政廳に委任することができる。

（船員に對する適用除外）
第六十二條 この法律は、船員法第一條に規定する船員については、これを適用しない。

第五節 罰則
第六十三條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千萬圓以上三萬圓以下の罰金に處する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身體の自由を不當に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

第六十四條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 第三十二條第一項本文の規定に違反した者又は同項但書の規定に違反して労働大臣の許可を受けず有料で若しくは營利を目的として職業紹介事業を行つた者

二 第三十三條第一項の規定に違反した者

三 第三十六條又は第三十七條第一項の規定に違反した者

四 第四十四條の規定に違反した者

五 第四十五條の規定に違反して主務大臣の許可を受けず、又は有料で労働者供給事業を行つた者

第六十五條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 第三十七條第二項の規定に違反した者

二 第三十八條の規定による制限又は指示に従わなかつた者

三 第四十條又は第四十一條の規定に違反した者

四 虚偽の廣告をなし、又は虚偽の條件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

五 労働條件が法令に違反する工場事業場等のために、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者、又はこれに従事した者

第六十六條 左の各號の一に該當する者は、これを五千圓以下の罰金に處する。

一 第三十四條第二項の帳簿書類を作成せず、若しくは備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二 第四十八條の規定に違反して、故なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十九條第一項の規定に違反して、故なく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十七條 この法律の違反行為をした者が、法人又は人の事業又は業務について、當該法人又は人のために行為をした代理人又は被用

者である場合において、法人又は人が普通の注意を拂ふば、その違反行為を知ることができるときは、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。

法人又は人が違反の計畫を知り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を救済した場合においては、當該法人又は人も行爲者として、これを罰する。

附則
この法律施行の期日は、その公布の日から六十日を超えない期間において、政令でこれを定める。

この法律施行の際、現に行政廳の許可を受けて、職業紹介事業又は労働者供給事業を行つた者は、この法律施行後三箇月を限り、引き續きその事業を行うことができる。

職業紹介法は、これを廢止する。